

意見書

平成 23 年 1 月 28 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 600-8566

住所 きょうとししもぎょうくからすまどおりしじょうさがるすいぎんやちよう 京都市下京区烏丸通四條下ル水銀屋町 620番地 ばんち

ここんからすま  
COCON烏丸8F

氏名 かぶしきがいしゃ え ふ え む きょうと 株式会社エフエム京都

代表取締役社長 よしだ 吉田 すすむ 進

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域とすること（東阪名の三大広域圏はブロックのみ）への意見</p>	<p>V-Low の性格は“地域情報”“災害情報”の提供にあるので、放送対象地域を原則として県域とすることに対し、基本的に賛成します。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること 放送対象地域において（複数でなく）『一つの受託事業者に免許を付与』することへの意見</p>	<p>基幹放送とされる V-Low マルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から、複数の事業者を認めることで利用可能帯域が狭まり、結果「事業機会の縮小」「採算性の低下」などを招くことが懸念されるので、一つの受託事業者に免許を付与することに対し基本的に賛成します。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備の主体としての受託事業者を全国一者とすべきか、それともブロック/県域ごと一者の参入を募り、全国的には複数の受託事業者が併存する事があり得るようにすべきか。</p>	<p>東阪名以外の地域にも確実なインフラ整備が必要であるとの観点から、受託事業者を全国一者とする考え方が妥当と考えます。</p> <p>ただし、一つの受託事業者のみの場合、委託事業者から見て必要でない設備を持つことで、委託事業者の負担が増大することが懸念されるので、受託事業者の設備は全ての事業者が必要とする設備に限るべきと考えます。</p>
<p>4. 委託事業者による音声や音楽の放送 （サイマル放送と新規音声放送/端末普及等）</p>	<p>ラジオ研究会報告にある「音声優先セグメント」の設置が必要と考えます。</p> <p>ラジオは災害情報や地域情報の提供など住民に近い情報の担い手であり、公共的な役割を果たしています。「音声優先セグメント」では、アナログ放送で行っている情報提供を引き続き行うことで V-Low における公的使命の旗手となり、既存ラジオ社が持つノウハウを生かした新たな音声放送の提供も可能であると考えます。</p> <p>端末普及については、音声音楽放送、特にサイマル放送を実施することにより、V-Low 端末が現行ラジオのハイブリッド型と位置づけられ、買い替え需要等大きな普及要因になると考えます。また、現行ラジオの移行先として位置づけされれば更なる普及スピードの加速が望めます。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性（認定のセグメント単位について）</p>	<p>「音声優先セグメント」においては、既存ラジオ事業者の参入を前提と考えます。これはサイマル放送を中心とし、さらに自社のラジオ事業の移行を念頭としたものです。参入希望調査にも記述しましたが、「音声優先セグメ</p>

	<p>ント」では一つの音声放送チャンネル（サイマル放送）に必要な帯域ごとの認定が相応しいと考えます。</p> <p>また、「音声優先セグメント」は4項で触れたように、“災害情報”“地域情報”などの公的使命に合致するので、ブロックでは11～13、県域では6～7という限られたセグメントの中で、その帯域は最大限に優先して確保されるべきと考えます。</p>
6. 委託放送業務展開の為に共通事業基盤（プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームを受託（ハード）事業者が提供することの是非やその機能の内容）	<p>「音声優先セグメント」でのサイマル放送を中心とした音声放送を考えれば、EPG や地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としてのプラットフォームは場合によって必要であると考えます。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供 必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性など	<p>民放ラジオ事業者として、V-Low 音声優先セグメントでのサイマル放送でも地域向け災害情報の提供はこれまでどおり実施します。</p> <p>音声優先セグメントによる災害情報などが一人でも多くの国民に届くために、簡単で廉価な受信端末を自治体等と協力して開発普及させることが最も有効な方策であると考えます。また、市町村レベルでの詳細な情報発信を1社で行うことには限界があるので、地元の NHK との協力体制やラジオ研究会報告にある ASP との連携も有効な手段と考えます。</p>
8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平	<p>特段の意見はありません。</p>
9. NHK の受託放送/委託放送への参入	<p>地上放送・衛星放送の普及・発展を先導してきた NHK の受託放送/委託放送への参入は極めて重要であると考えます。</p>
10. 受託事業者の選定手続き（周波数オークション）	<p>基幹放送である V-Low マルチメディア放送の性格は、“災害情報”“地域情報”等の強い公共的使命を有しているので、採算性のみが優先されるオークション制度は不适当と考えます。</p>

## 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 371-8533

(ふりがな) ぐんまけんまえばししわかみやちょう

住 所 群馬県前橋市若宮町1-4-8

(ふりがな) かぶしきがいしやえふえむぐんま

氏 名 株式会社エフエム群馬

いしだ あきひろ

代表取締役社長 石田 哲博

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>全国あまねく県域放送をまず実施し、そのうえで広域圏ではブロック放送を実施することとし、北関東各県でも、帯域は狭くて良いから、県域放送が実施できるよう電波割当を工夫していただきたい。</p> <p>電波割当を工夫して、関東広域圏内でも、まず県域放送を確保し、そのうえでブロック放送を実施できるようにするのが適切である、と考える。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>受託放送事業者を一にすべき、と考える。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>全国で1者が望ましい。</p> <p>V-Lowマルチメディアの受信端末は、車載型であれ携帯型であれ、絶えず移動している状態、つまり全国各地での移動を想定するのであるから、受信方法は全国どこでも同一仕様であるのが好ましく、このため、ハード整備主体も全国1者とするのが望ましい、と考える。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>(1) 既存ラジオ局として、まずサイマル放送を実施し、将来的には、サイマル放送と独自番組放送の2チャンネルで音声放送を実施したい。独自番組放送では、既存の総合編成放送で扱いにくかった音楽や番組を放送することによって、音声放送の新たな魅力を開拓したい。更に、地域情報、災害情報、音楽情報、ショッピング等のデータ放送を計画したい。</p> <p>(2) V-Low放送は、技術的にあらゆるデジタル通信端末で受信可能であるから、通信端末の普及と多様化に歩調を合わせて普及させることができる、と考える。</p> <p>(3) 地域の災害情報を最も早く伝達できるのは、既存の県域ラジオ局である。V-Low放送の理念である「災害情報と地域情報」伝達のため、既存ラジオ局が参入しやすい条件を整えていただきたい。</p>

該当箇所	意見
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>（４）地域災害情報の収集伝達を更に強化するため、関係者の協力を得て、新たなシステムを構築する必要がある。「公共コモンズ」が計画されているが、正確・迅速な伝達を担保するには課題が多いので、当面は県内自治体やライフライン企業と協力して対策を講じる必要がある。</p> <p>（１）「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」報告書に記載された「音声優先セグメント」による県域放送の実現を希望する。関東広域圏においても、他地域と差別することなく、「音声優先セグメント」で県域放送が実現できるように強く要望する。費用負担は、報告書による人口傾斜配分の手法を是非実現していただきたい。仮に、関東広域圏で県域放送を広域圏全体に放送する以外に方法がない場合でも、当該地域の人口を反映した費用負担となるように希望する。</p> <p>（２）３セグメントの帯域割当に賛成する。その一方、既存ラジオ局参入のため１セグメント以下、２分の１または４分の１セグメント割当も担保する制度が望ましい、と考える。サイマル放送、独自番組放送、データ放送を実施希望の県域ラジオ局には２分の１セグメントの割当を希望したい。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>委託放送事業者が共通して利用する認証・課金ほかの基本的システムについては、受託放送事業者が提供し運用するのが合理的であり、経済効率が高いと考える。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>（１）安心安全な社会システム構築の一例として、災害が発生した地域の県域ラジオ局が重大な情報（警報、避難情報ほか）を発信したとき、たまたま遠隔地から当該地域に訪して別チャンネルを聴取している端末に対しても、その一報を受信させるような仕組みを構築する。こうした重大情報を素早く的確に処理する能力は、既存ラジオ局に備わっている。そのためにも、全国（関東広域圏を含む）で「音声優先セグメント」による低コストの県域放送を実現すべきである。</p> <p>（２）市町村防災行政無線と委託放送事業者（既存県域ラジ</p>

<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>オ局が適任) が協力しあい、住民宛ての防災情報を住民所有のV-Low端末に受信させ、且つ蓄積できる仕組みをつくる。</p> <p>(1) 表現の自由のために、放送規律の適用は極力限定的に捉えるべきである。従って、テキスト類や画像は、放送内容に付随する場合に限って放送規律を適用し、そうでない場合、例えば新聞等の一部または全部の電子版を送信するときには放送規律から自由であるべき、と考える。</p> <p>(2) 配信機会の公平について、公共性を優先して考えることとし、日刊新聞は公共性が高いので、全て公平に扱える帯域を確保する。一方、出版物については、商業性が高いので、有限な帯域を確保するために競争になってやむを得ない、と考える。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>(1) NHKの参入によって、受信端末の普及に明るい展望が開けるので、賛成する。</p> <p>(2) 委託放送業務参入により、関東広域圏において、仮にNHK県域放送にサイマル放送を認めるとき、各県域の民放局についてもNHK県域放送と同様のエリアでサイマル放送を認めるべきである。つまり、NHKFMの各県域放送が関東一帯に放送されるのであるなら、民放県域FM局も同様に関東一帯に放送できること、また受託放送事業者に支払う経費負担についてもNHK県域局と民放県域局を平等に扱うようにしていただきたい。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p>	<p>公共的な放送を実現するのであるから、周波数オークションは馴染まない。オークションの導入に反対である。</p>
<p>11. その他</p>	<p>要望</p> <p>V-Lowは、公共性を重んじた放送を担うのであるから、ハード整備に関して国費の投入を要望する。</p> <p>これによって、受託放送事業者のリスク軽減、委託放送事業者の費用負担の軽減がかかることが可能となり、メディアの</p>

普及を加速させることが可能となる。  
また、県域ラジオ局の財務体力は弱いので、「音声優先セグメント」利用に対する国の支援を求めたい。

(以上)



## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 320-8550

(ふりがな) とちぎけんうつのみやしちゅうおう

住 所 栃木県宇都宮市中央1-2-1

(ふりがな) かぶしきがいしゃ とちぎ

氏 名 株式会社エフエム栃木

かんの としひこ

代表取締役社長 神野 俊彦

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム栃木では、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。

またエフエム栃木としてはアナログ音声サイマル放送とは別途、エフエム東京が地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」設立に参加しております。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすること及び大都市圏においては、マルチメディア放送に対する高いニーズが見込まれ、交通網や経済圏により一つの地域と捉えられ周波数を有効利用する観点からブロックを対象とし、県域よりも広い帯域を割り当てることには賛同いたします。</p> <p>しかしながら、人口が集中し公共交通機関が縦横に走る 1 都 3 県に比べ、栃木、群馬、茨城の北関東 3 県はあくまで「クルマ社会」であり、地域メディアとしてラジオへの依存度は比較にならないほど高く、情報・娯楽提供の面でラジオが果たす役割は大きいものがあります。</p> <p>特に、パーソナリティとリスナーとの関係は緊密でありラジオが本来持つパーソナルメディアとしての存在価値は高いものがあります。</p> <p>また、神奈川・千葉・埼玉の 3 県は東京のベッドタウンとしての役割もありこうした形で生活圏が東京と一体化しており、いわば一つの同質的なエリアを形成していますが、北関東 3 県の場合は新幹線通勤が一部に見られるとはいえ、多くの県民にとって東京は非日常の生活を体験する地であり同質の生活エリアとは言い難く同一ブロックに組み込むことは少々無理があるのではないかと考えます。</p> <p>こうした現状を御賢察いただきました上で、北関東 3 県については別の観点から特例を以って、何らかの方法により従来と同じ放送エリアで FM サイマル音声放送ができるような措置をとっていただけることをお願いいたします。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。</p>

3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とすべきです。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による不感地帯の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	意見ありません
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。</p> <p>このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると思います。</p>
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	意見なし
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。

10. 受託放送事業者の 選定手続き(周波数オー クシヨンの適否)につい て	意見なし
11. その他	意見なし

意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 514-8505  
(ふりがな) みえけんつしかんのんじちよう  
住 所 三重県津市観音寺町1043-1  
(ふりがな) みええふえむほうそうかぶしきかいしゃ

氏 名 三重エフエム放送株式会社

にわ いさむ  
代表 丹羽 勇

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域（三大都市圏のみブロック）とすること。	ブロック内でも県域放送が可能となるよう変更願いたい。理由は①中心となる都府県と周辺の県との経済格差が大きく、参入コストが高すぎる。②ブロックだと、周辺の県の情報の多くが切り捨てられ、県民の不利益につながる。「地域情報」や「災害情報」といった地域メディアとしての役割が散漫になる恐れがあるので、ぜひ、ブロック内でも県域放送が実施できることを、お願いしたい。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること。放送対象地域内において（複数でなく）一の事業者に免許を付与すること。	事業採算性や周波数有効利用の観点からも、1社の受託放送事業者に免許を付与すべきと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか。	都市部での収益を用いて地方のハード整備をする考え方で、受託放送事業者は1社でいいのではないかと。それ以外では、地方が切り捨てられる可能性がある。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送 音声放送が果たす公共性と提供主体について。	音声優先セグメントが設けられるなら、そこでの放送に参加したい。今まで培ってきた「地域情報」「地域の防災情報」「地域の産業・文化の振興」をこのマルチメディア放送にも活かし、この地域の発展に寄与できるのではないかと。
5. ソフト（委託放送業務番組提供事業）参入の多様性	既存の放送事業者だけではなく、新規事業者の参入により、多彩なサービスが提供されることが望ましい。それは、1セグメントだけでなく、それ以下の帯域を利用した参入にも配慮が必要と考えます。

6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成します。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供 必要な災害情報が多数の国民に届くための方策とそれを実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性	ラジオ研究会報告書で提言された共通の基盤に災害情報が集められる「公的情報連携ASP」から情報を得ることが最良と考えます。詳細な情報が手に入れば、必然的に聞かれるメディアとなり、公的となっていくのではないかと考えます。
8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平	特になし。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入 NHKが委託放送業務（ソフト）と受託国内放送（ハード）に参入することの適否	将来の普及という観点からみるとNHKの参入には賛成。また、置局や技術的なものも、NHKの参入は必要。
10. 受託事業者の選定手続（周波数オークションの適否）受託事業者の選定手続として周波数オークションによることの適否	この放送が公共性の高いメディアという特殊事情を考慮すると、オークションによる落札金額によってという経済原理が優先されるようなものでは適当でないと考えます。
11. その他 1. ～ 10. 以外に制度枠組みに関し留意すべき事項	

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 930-8567

住所 とやまけん とやましおくだまち  
富山県富山市奥田町2-11

氏名 とやまえふえむほうそうかぶしきかいしゃ  
富山エフエム放送株式会社

代表取締役社長 きたがわ としのり  
北川 敏範

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則として県域とし、関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏はそれぞれ広域圏（ブロック）とすることは、交通網の発達、通勤圏の現状から地域的なまとまりがあり、妥当と考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	複数の受託事業者を可とすると、受託事業者の総体の設備費用が増えることは当然であり、ひいては委託事業者の使用料が高額にならざるを得ないことから、放送対象地域の受託放送事業者を一とすることに賛同いたします。
3. 受託国内放送の全国展開について	受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」ではインフラ投資コストを地域の人口比で按分する案が示されていますが、この案がV-Lowマルチメディア放送を地域メディアとして広く低廉に全国展開する最適な方法であると考えます。
4. 受託放送事業者による音声や音楽の放送について	現在のアナログラジオは、地域の文化や防災で相応の役割を果たしてきています。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ業者が優先して参入できるよう希望いたします。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	委託放送事業者への帯域の割り当ての単位は、設備投資の効率性やアプリケーションの柔軟性から、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛同いたします。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を、受託放送事業者が引き受けて行う方が、設備の重複が避けられ合理的と考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	委託放送事業者がより詳細かつ確実な災害情報を入手できるよう、共通事業基盤のなかにその機能を組み入れることや、複数の委託放送事業者が共同で利用できる事業者が存在できるようにすべきと考えます。 また、端末の普及としては、「音声優先帯域」用端末を防災の観点から自治体の補助金対象とすることも考えられます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信は放送規律に基づいて実施されるべきであり、また、配信機会については公平を原則として取り扱うべきと考えます。

<p>9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>NHK が V-Low マルチメディア放送に参入することは、新しい放送が魅力あるものになるばかりでなく、先駆的に参入することによって端末普及が進むと考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について</p>	<p>V-Low マルチメディア放送は、極めて高い公共性が求められていることから、その事業者選定にあつたては周波数オークションによらず、現行制度下で実現すべきと考えます。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 910-8553

(ふりがな) ふくいけんふくいしみゆき

住 所 福井県福井市御幸1丁目1番1号

(ふりがな) ふくい ほうそうかぶしきかいしゃ

氏 名 福井エフエム放送株式会社

ふなき ゆきお

代表取締役社長 舟木 幸雄

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

弊社におきましては、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。また弊社といたしましてはアナログ音声サイマル放送とは別途、地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」に対し既に出資を行っております。3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。なお「3セグメント放送会社」は、新たな出資希望に対してはオープンであり、かつ新しいサービスを3セグメント内で提供するには、当該会社の株主であることは条件としておりません。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。また、大都市圏においては、交通網や経済圏により一つの地域と捉えられ、また、マルチメディア放送に対する高いニーズが見込まれることから、周波数を有効利用する観点から、ブロックを対象とし、県域よりも広い帯域を割り当てることに賛同いたします。一方、想定されるブロック内には、既存アナログ放送において従来より県域を対象とした放送を行ってきた事業者も複数存在しております。このような事業者に対しては、別の観点から特例を以って、何らかの方法により従来と同じ放送エリアでサイマル音声放送ができるような措置をとっていただけることを期待します。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p> <p>なお、サイマル音声放送に対しては、地上デジタルテレビのサイマル放送と同様、電波利用料について特別の配慮がなされることを希望します。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>(1) で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者に免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも非効率な状態が発生します。よって、放送</p>

	対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1社とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V-LOW マルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1社とすべきです。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>既存のアナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による不感地帯の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望するとともに、地域の事情に配慮し、既存事業者の連携による参入も可能となるようマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。</p>

	<p>このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。</p>
<p>9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考えます。仮にオークションによって決定となった場合、既に潤沢な資金を持つ特定の事業者に対し、国民の共有財産である電波が集中する可能性もあり、最終的に国民が不利益を被る危険性を否定できません。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって、既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOW マルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。V-LOW の帯域を活かすため、音声放送には必要十分な帯域を割当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てることで、端末市場を生み、音声も含めたV-LOW マルチメディア放送の推進につながると考えます。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 840-0023

(ふりがな) さがけんさがしほんじょうまちふくろ

住 所 佐賀県佐賀市本庄町袋 286-5

(ふりがな) かぶしきがいしゃ さが

氏 名 株式会社エフエム佐賀

おがわ まさのり

代表取締役社長 小川 正則

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を果たすため、放送対象地域を原則都道府県単位、大都市圏をブロックとすることに賛成します。</p> <p>また、地元の事情や要望があった場合に限っては、地域の実情に応じ、複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合、送信設備の一部は共用不可能なため事業者全体の総費用が増し、事業採算性に深刻な影響を与えます。また、使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも効率的ではありません。よって、放送対象地域内で、一の受託放送事業者に免許を付与することに賛成します。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>地域をまたがったコスト配分は、大都市圏以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備するため必要ですが、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で一とすべきと考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>民放ラジオ事業者はこれまで、報道、災害・防災情報、地域生活情報、娯楽情報等を伝え、地域情報メディアとして公益性の高い使命・機能を担ってきた実績があります。また、リスナーとの双方向性に優れたアナログラジオ放送が長年にわたり培ってきたリスナーとの信頼関係や、ラジオを核としたコミュニティは、V-LOW マルチメディア放送の立ち上げや普及に大きく寄与できると考えます。したがって、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にあるように、“音声優先セグメント”を設定し、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現を勘案し、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成します。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。</p>



7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>音声優先セグメントでのアナログラジオのサイマル放送は、災害情報を迅速に伝えるなどこれまで培ってきたラジオの公共性を継続するため、安心安全災害情報を提供するのが不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」の提言にあるように、国・自治体レベルの強力な支援による「安心安全コモンズ」のような共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。</p>
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	<p>※この項目については、意見を述べない。項目削除とする。</p>
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>受信機の普及やサービスの多様性確保の観点から、過去の地上放送やBS放送と同様に、公共放送として先導的役割を果たすことを期待します。また制度整備にあたって、参入への制約を課さないよう希望します。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	<p>受託放送事業者は、V・LOW マルチメディア放送の公共的な役割を果たすことが主たる目的であるため、落札金額の大小により決められるオークション制度は適切でないと考えます。</p>
11. その他	<p>改正放送法において、V・LOW マルチメディア放送は、公共的な役割を強く求められる「基幹放送」と位置づけられています。災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については現行の軽減措置が必要と考えます。また、新たな放送サービスの普及・発展という観点からも、導入当初は電波利用料を軽減するような措置を求めます。</p> <p>また、“音声優先セグメント”の設定にあたって、地域に根ざすラジオメディアの実績等に鑑み、番組内容にかかわる事項は自主・自律的努力に委ね、自社制作番組比率などについても、民放ラジオ事業者の意見を十分に汲み上げて慎重に検討していただくことを希望します。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 060-8557

(ふりがな) さっぽろしきたくきた7じょうにし4ちょうめ

住所 札幌市北区北7条西4丁目

(ふりがな) かぶ えふえむ・のーすうえーぶ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう しばの のぶゆき

氏名 (株)エフエム・ノースウェーブ

代表取締役社長 柴野 伸幸

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域	<p>評価支持いたします。</p> <p>V-Lowの性格は地域情報、災害情報の提供を行うことと認識しており、地域密着で放送することが聴取者にとって最良のサービスと考えます。</p>
2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること	<p>評価支持いたします。</p> <p>基幹放送とされるV-Lowマルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から考えると、放送対象地域内では、一つの受託事業者に免許を与えるべきである。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>受託事業者は全国で一とすることが妥当と判断いたします。地域ごとの受託事業者とした場合、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じることはさけるべきと考えます。</p> <p>但し、災害等の情報を発信する公的使命も担うため全国規模のインフラ整備にあたっては国の支援を含む公的資金の導入が必要であると判断します。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>音声優先セグメントの設置が必要であると考えています。</p> <p>既存ラジオ事業者は、災害情報や地域情報などの提供で地域密着型として、公共的な役割を果たしていると認識しています。音声優先セグメントでは、引き続き公共的な役割を果たす現状のアナログラジオのサイマル放送を展開することとし、今後、あらたな音声放送も検討する好材料となる事と思われま。</p> <p>新規音声チャンネルはリスナーの選択肢の拡大に繋がり、一般セグメントでも展開されるべきものと認識しております。又、特にアナログラジオのサイマル放送を実施する事により、音声端末の買い替え需要等に大きな要因をもたらすと考えています。</p>

5. ソフト（委託放送事業、番組提供事業）参入の多様性について	V-Low帯への参入は、既存ラジオ事業者のサイマル放送を中心とし、最終的には自らのラジオ事業の移行を念頭に入れたものであります。音声優先セグメントで一つの音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定が相応しいと考えます。
該当箇所	意見
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	音声優先セグメントでのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えた場合、受託放送事業者が効率的に運用するプラットフォームが必要と考えます。但し、機能については必要最低限のものにすることが最良と考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	民放ラジオ事業者としては、従来通り地域向けの災害情報を提供します。地域に密着した既存ラジオ事業社としてV-Lowでのサイマル放送にも十二分今までの経験が生かされると認識しております。音声優先セグメントから送られる災害情報を多くの国民に届けるためにも、1セグメント方式の安価な端末を開発し配布することが最も有効な方策と考えます。但し、市町村レベルの詳細な災害情報を1社で行うことには限界があり、ラジオ研究会報告書で提言された公的情報連携ASPとの連携も有効的な手段の一つと考えています。
8. 新聞の電子版の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	特になし。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKの参入（受託国内放送及び委託放送業務）は今回のV-Lowマルチメディア放送の実現、普及、発展にとって重要なことと考えます。全国的なインフラ整備、放送の多様性、そして受信機の普及ということから考えてもNHKの参入を希望いたします。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークション）について	受託事業者のみならず、V-Low全体の事業性に大きく影響を与えるため、周波数オークションについては、反対いたします。

11. その他	V-Lowマルチメディア放送は、地域情報、災害情報の提供という意味で公的使命を負った事業であり、電波利用料において既存ラジオの特定係数が適用されることを望みます。
---------	---

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 950-8581

(ふりがな) にいがたしちゅうおうくさいわいにし

住 所 新潟市中央区幸西4丁目3番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ にいがた

氏 名 株式会社エフエムラジオ新潟

ますむら つとむ

代表取締役社長 増村 勉

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	V-LOW マルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることに賛成します。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することに基本的に賛成します。
3. 受託国内放送の全国展開について	受託放送事業者を全国1者とすることに賛成します。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	ラジオ研究会報告書の提言にあるように、V-LOW マルチメディア放送に“音声優先セグメント”を設定すべきであると考えます。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成致します。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先セグメントにおけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、上記「6」に記載する共通事業基盤（安心安全共通コモンズ等）が利用できるようにすべきであると考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	周波数オークション制度を適用することに反対します。
11. その他	なし

意見書

平成22年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 950-8579

(ふりがな) にいがたけん にいがたしちゆうおうくばんだい

住 所 新潟県新潟市中央区万代2-1-1

(ふりがな) にいがたけんみんえふえむほうそうかぶしきかいしゃ

氏 名 新潟県民エフエム放送株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちよう でぐち かずひろ

代 表 代表取締役社長 出口 和浩

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり 意見を提出します。



該当箇所	意見
1. 放送対象地域は、原則として県域とするのが適当とする。	既存アナログ放送の地域性を考慮し地域メディアへのサービス実施が出来る放送対象の地域を県域とすることについて、賛成します。
2. 放送対象地域の受託事業者を一とすることについて。	事業採算性、地域経済状況から放送設備の整備の観点から一つの受託事業者が実施することが望ましいと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について ハード整備として受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック・県域ごと1者とし、複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようすべきか。	V-Low帯マルチメディア放送が全国展開スムーズできるように、特に地方インフラも含め、環境整備・構築する工夫をする必要があり、全国1者とするのが望ましい。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	ラジオ研究会報告書の提言のあるようにV-Lowマルチメディア放送に音声優先セグメントを設定することを希望します。 現状のアナログ放送は、報道・災害・地域情報等地域情報メディアとして受信者に親しみがあり、デジタルメディアにも継承されるものと考えます。 新しいデジタルメディアの特徴を生かし、アナログ放送で培ったノウハウを注入して、V-Lowマルチメディア放送の普及に寄与されたいと考えます。
5. ソフト(委託放送事業、番組提供事業)参入の多様性について	ソフト参入の多様性の確保のため、既存ラジオ局がサイマル放送への参入を前提としたセグメント内利用を分割した単位での委託放送事業者の認定を希望。 デジタル放送懇談会でのV-Lowマルチメディア放送の整備制度は別であり、今後の事業者の運用規定の取り決めにより受信機メーカーが開発を進める為、必ずしも3セグメントを単位とする事は無いと考えます。

該当箇所	意見
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>既存ラジオ局は報道機関として災害情報は迅速かつ正確に伝え、地域メディアとして安心、安全を守る責務を果たしてきています。地域メディアとして行政各所とも今以上に連携を強くしてゆき、安心、安全な情報を提供して行くため、受信端末が出来るだけ安価で広く国民に普及することが必須と考えます。</p>
9. NHKの受託国内及び委託放送業務への参入	<p>NHKのコンテンツ、置局等の技術的に関するノウハウはV-Lowマルチメディア放送の今後の発展に影響が有ると考え、先導的な役割を期待します。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークション適否について)	<p>周波数オークション制度の適用に反対します。 V-Lowマルチメディア放送の公共的役割からかんがみれば事業者の選定手続きは落札の金額の大小によるべきでないと考えます。</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声優先セグメントの設定を要望し、今後参入にあたり、マスメディア集中排除原則の規制緩和を要望したい。</li> <li>・アナログ放送の今後の放送政策や制度について行政において早急に検討を要望します。</li> </ul>

## 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 390-8520  
(ふりがな) ながのけんまつもとしほんじょう  
住 所 長野県松本市本庄1-13-5  
(ふりがな) ながのえふえむほうそうかぶしきがいしゃ  
氏 名 長野エフエム放送株式会社  
代表取締役社長 <sup>きたやま</sup>北山 <sup>たつお</sup>龍夫

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

長野エフエム放送では、現在のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	地域に根ざしたメディアと言う役割を考えると、現在のアナログラジオのエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	(1) で述べられているように、同一地域で複数の受託事業者に免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増えることが容易に想像されます。また、(2) のとおり、V-High マルチメディア放送などの配信ルートが存在するので、必ずしも配信に係る委託料が高止まりすることには繋がらないと考えます。よって、放送対象地域の受託放送事業者は一にすることに賛成いたします。
3. 受託国内放送の全国展開について	「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」では、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されていますが、概ねメディア産業規模を適切に反映するものと考えます。逆に、地域ごとに受託放送事業者が複数存在していると成り立たなくなりますので、受託放送事業者は全国で1者にすべきと考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	新たな放送を希望する事業者を排除するものではありませんが、アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えます。従いまして、県域（ブロック）に割当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、現在のアナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	新しいメディアとして V-Low マルチメディア放送が発展することを考えると、委託事業者の幅広いアプリケーション実現のためには、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。なお、その際には、委託事業者以外の事業者が番組供給者として参加する場合の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	地域メディアとして考えた場合、放送とは違う設備の導入を行うことでコストが増し、委託放送事業に容易に参加できないことが想定されます。よって、受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においても、ラジオの公共性を引続き維持するため災害情報を積極的に提供することが必要なものと考えています。それに当り「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」で示された公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及や技術の進展を考えると、受託及び委託両面においてNHK が積極的に参画されることを期待します。
10. 受託放送事業者の	災害情報の提供など放送の公共性を考えた場合、受託事業者選定

<p>選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>において落札金額の大小で決めるオークション制度は馴染まないものと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>テレビのアナログ波の移動に伴い空いた貴重な帯域という事を考えると、音声放送には必要十分な帯域を割当てた後に多彩な新しいサービスが提供できる帯域を割当てることも V-Low マルチメディア放送の発展に繋がるものと考えます。</p>

# 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 460-8578

(ふりがな) なごやし なかく まるのうち

住所 名古屋市中区丸の内3-20-17

OS プラザ17F

(ふりがな) かぶしきかいしゃ じっぷえふえむ

氏名 株式会社ZIP-FM

代表取締役 鴨頭 治彦

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1.放送対象地域 放送対象地域を原則として県域とすること（東名阪の三大広域圏はブロックのみ）への意見</p>	<p>V-Low の性格は、「地域密着」「地域の活性化」「きめの細かい地域の防災情報」を考えた場合、このような放送対象地域とすることは、基本的に評価する。</p>
<p>2.放送対象地域の受託事業者を一とすること 放送対象地域内において（複数でなく） 『一つの受託事業者に免許を付与』することへの意見</p>	<p>基幹放送とされる V-Low マルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から評価する。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備の主体としての受託事業者を全国一者とすべきか（案の1）、それともブロック／県域ごと一者の参入を募り、全国的には複数の受託事業者が併存する事があり得るようにすべきか（案の2）</p>	<p>次の点を踏まえて、受託事業者を全国1者とする考え方が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東名阪以外の地域にも確実なインフラ整備</li> <li>・V-Low の性格は、“地域情報”“災害情報”など、公的使命</li> <li>・地域ごとの受託事業者とした場合、例えば送信料の考え方や付加サービスの能力など、地域によって委託事業者の参入条件が異なることは避けるべき</li> <li>・地域ごとの受託事業者とした場合、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じることは避けるべき</li> </ul>
<p>4.委託事業者による音声や音楽の放送 （サイマル放送と新規音声放送／端末普及等）</p>	<p>次のような放送を考えれば、ラジオ研究会報告にある「音声優先セグメント」の設置が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログラジオのサイマル放送（引き続き防災情報などの公共的な役割を果たす）～「優先セグメント」こそが、“地域情報”“災害情報”等、V-Low の公的使命の旗手</li> <li>・既存ラジオ社の持つノウハウを生かした、新たな音声放送も提供</li> </ul> <p>アナログラジオのサイマル放送は、既存ラジオの事業者こそが、“地域情報”“災害情報”など、V-Low の公的使命の旗手と考える。</p>
<p>5.ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性（認定のセグメント単位について）</p>	<p>「音声優先セグメント」で一つの音声放送チャンネル（サイマル放送）に必要な帯域、また、優先セグメントで複数の新規音声チャンネルが可能な場合は、希望する複数チャンネルに必要な帯域ごとの認定が相応しい。</p>

該当箇所	意見
6.委託放送業務展開の為の共通事業基盤（プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームを受託（ハード）事業者が提供することの是非やその機能の内容）	「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えれば、EPG サービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての必要最低限のプラットフォームは場合によっては、必要と思われる。 その組織の規模、在り方等は、今後の検討課題とする。
7.委託放送事業者による災害情報の提供必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性など	地域に密着してきた既存ラジオ事業者が蓄積してきた、災害時等の発生時に緊急放送体制を含む災害情報のノウハウが、V-Low でのサイマル放送にも十二分に活かされると考えるので、V-Low 帯音声優先セグメントでのサイマル放送では、地域向けの災害情報の提供はこれまでどおり実施するものとする。
8.新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平	新聞や雑誌を電子化したファイルを放送する場合、できる限り放送の内容に立ち入らないようにすることが大切だが、放送規律を完全にシャットアウトすることは難しいので、それがいやな事業者は放送波でなくインターネット配信を利用すべきだ。
9.NHK の受託放送/委託放送への参入	地上放送や BS 放送の普及・発展を先導してきた NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入は、新しいメディアである V-Low マルチメディア放送の実現・普及・発展にとって極めて重要であり、全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及から、NHK との二元体制は不可欠と考える。
10.受託事業者の選定手続き（周波数オークション）	基幹放送である V-Low マルチメディア放送の性格は、“地域情報”“災害情報”など、強い公的使命が求められており、これと相反する採算性のみが優先されるオークション制度は、不相当と思われるので強く反対する。
11.その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民放連が本年 1 月 20 日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って今後の制度整備を行い、既存民放事業者は携帯端末向けマルチメディア放送に参入可能とするよう希望する。</li> <li>・V-Low マルチメディア放送が“地域情報”“災害情報”などの放送を強い公的使命が求められるのであれば、電波利用料において既存ラジオ並みの適用をされるべきと考える。</li> </ul>



## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号：030-0812

あおもりけんあおもりしつみまち1ちょうめ7ばん19ごう

住所：青森県青森市堤町1丁目7番19号

かぶしかいしゃ えふえむあおもり

氏名：株式会社 エフエム青森

ふじもと きよえ

代表取締役社長 藤本 清栄

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム青森では、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。またエフエム青森としてはアナログ音声サイマル放送とは別途、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」に出資しております。3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。「3セグメント放送会社」は、新たな出資希望に対してはオープンであり、かつ新しいサービスを3セグメント内で提供するには、当該会社の株主であることは条件としておりません。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>(1) で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも非効率な状態が発生します。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V-LOW マルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とす</p>

	べきです。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による不感地帯の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。 このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると思います。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考

	<p>えます。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。</p>
11. その他	<p>現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって、既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOWマルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。VLOWの帯域を活かすため、音声放送には必要十分な帯域を割当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てることで、端末市場を生み、音声も含めたV-LOWマルチメディア放送の推進につながると考えます。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 140-0002

(ふりがな) とうきょうとしながわくひがししながわ

住所 東京都品川区東品川1-3-3

(ふりがな) えふえむいんたーうえーぶかぶしきかいしゃ

氏名 エフエムインターウェーブ株式会社

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>全般</p> <p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p> <p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一つとすることについて</p> <p>3. 受託国内放送の全国展開について</p> <p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送は、平成10年10月の「地上デジタル放送懇談会」報告書にある地上アナログ音声放送は存続することとして、新規のサービスとして導入するという方針に変更はないという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、制度整備にあたり、再度、意見を述べる機会を得られるご配慮をお願いいたします。</p> <p>平成22年7月の「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会（以下、ラジオ研究会）」報告書の提言である放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて、賛成いたします。</p> <p>放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することについて、賛成いたします。</p> <p>ラジオ研究会報告書の提言とは異なりますが、全国1者参入であると都市部の委託料の高騰やサービス開始時期の遅れなども考えられるため、地域によっては三大広域圏より先に開始することが可能となるなどエリア毎に柔軟な置局の整備計画が可能になると思われるブロック／県域ごとに1者参入に賛成いたします。</p> <p>ラジオ研究会報告書にある「音声優先セグメント」を、今後の制度設計において導入されることを希望します。認定における考え方で示された自社制作比率や災害情報放送の確保などを参入条件とする考え方も導入すべきと考えます。</p> <p>音声専用セグメントに既存アナログラジオ局がいわゆる素ラジオに参画してサイマル放送を実施することにより、聴取者にはアナログラジオとの区別がなくなることによって、受信機が普及すると考えられる。</p>

該当箇所	意見
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	<p>ソフト参入の多様性の確保のため、既存ラジオ局のサイマル放送の参入を前提としたセグメントを分割した1セグメントの分数単位での委託放送事業者の認定を希望します。</p> <p>デジタル放送懇談会での報告とV-Lowマルチメディア放送の制度整備は別であり、今後の事業者運用規定の取り決めにより、受信機メーカーが受信機開発を行なうため、必ずしも3セグメントを単位にする必要はないと考えます。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>V-Lowマルチメディア放送の音声優先セグメントの提言のとおり、地域情報メディアとしての既存ラジオ局の役割を理解し、「公的情報連携ASP」との連携により、安心、安全情報を提供します。</p>
9. NHKの委託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>NHKの参入は必須と考えます。V-Lowマルチメディア放送の普及や先導的な役割を期待します。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について	<p>周波数オークション制度の適用に反対します。V-Lowマルチメディア放送の公共的役割からも、事業者の選定手続は落札金額の大小によるべきではないと考えます。</p>
11. その他	<p>V-Lowマルチメディア放送における電波利用料の考え方については、現行のアナログラジオ放送と同様の係数導入などの軽減措置を適用していただきたい。また、導入当初は電波利用料の軽減などの措置を要望します。</p> <p>アナログラジオ放送の今後について、地上デジタル放送懇談会報告書から12年経過しており、行政においても早急な検討を要望する。</p> <p>音声優先セグメントへの参入にあたり、マスメディア集中排除原則の規制緩和を要望いたします。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒810-8516

福岡市中央区今泉 1-12-23 西鉄今泉ビル 5階  
天神エフエム株式会社  
営業企画本部長 定村慎太郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



該当箇所	意見
1. 放送対象地域	原則として県域および三大広域圏はブロックという意見に賛同。ただし、広域圏の捉え方については、更なる地域性・地域性の考慮が必要ではないか。
2. 受託事業者を一とすること	投資コストなどを考えると1社が現実的なのは理解できる。ただし、参入基準の厳格化などで独占に関する危険性を回避する方法が必要ではないか。
3. 受託国内放送の全国展開	委託会社の負担コストが軽減され、受託会社による編成権の独占がない仕組みであれば、1社が妥当。
4. 委託事業者による放送	地域発の生活情報などを、音声・画像などを用いて発信し双方向でやりとりが可能な番組
5. ソフト参入の多様性	いろいろな事業者が参入できるためには、時間帯なども含めフレキシブルな割当方法を検討することが必要ではないか。
6. 共通事業基盤	受託事業者が提供する共通基盤は、すべての委託事業者に共通する最低限の機能に限る。
7. 災害情報の提供	基本的には、これまでラジオ事業者として行っていた災害情報を実施。詳細情報については、例えば、NHKなどとの連携を検討。
8. 放送規律と配信機会の公平	地域情報発信メディアとして、新聞社のコンテンツ力は必要と思われる。
9. NHKの参入	参加していただきたい。
10. 選定手続き	金額のみでの評価は、そぐわないのではないか。
11.	

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課御中

郵便番号 220-8110

よこはましにしく

住所 横浜市西区みなとみらい2-2-1

よこはまえふえむほうそうかぶしきかいしゃ

氏名 横浜エフエム放送株式会社

ふじき ゆきお

代表取締役社長 藤木 幸夫

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別途のとおり意見を提出します。

別紙 (FMヨコハマ)

該当箇所	意見
1. について	・ 妥当と判断する。
2. について	・ 妥当と判断する。

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 060-8532

(ふりがな) さつぼろしちゅうおうくきた じょうにし ばんち

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目1番地

(ふりがな) かぶしきがいしゃ ほっかいどう

氏 名 株式会社エフエム北海道

まつおか よしあき

代表取締役社長 松岡 祥昭

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則として県域とする、東名阪の三大広域圏のみブロックとする意見に賛同します。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一つとすることについて	放送対象地域の受託放送事業者を一つとする意見に賛同します。
3. 受託国内放送の全国展開について	東名阪以外の地区も確実にインフラ整備の構築を実現するために案の一(受託国内放送の全国展開は義務付け)を支持
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	今後もラジオが、地域密着メディアとして地域情報や災害情報の担い手として、公共的な役割を果たすには、AM や FM のアナログラジオのサイマル放送を提供するための「音声優先セグメント」の設置は必須です。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	帯域の割り当ての単位については、多彩なサービスを実現する為、ある程度まとまった数のセグメントとする事に賛成を致しますが、地域企業の参入も考慮した 1 セグメント未満の帯域についても認可する、柔軟性が必要だと思えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者が独占的に委託放送事業者に認証課金等のプラットフォーム機能を提供するのではなく、委託放送事業者が幾つかの選択肢の中から選択できる事が望ましいと考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、地域密着メディアであるラジオの公共性を継続する為、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施する事が不可欠と考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保、発展の観点から、NHK が積極的に参画して先導的役割を果たす事に期待を致します。

<p>10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について</p>	<p>本放送の果たすべき公共的役割（災害情報等の提供）を鑑みれば、採算性のみが優先されるオークションによる事業者選定をすべきではなく、現行制度下で早期に放送を実現すべきである。</p>
<p>11. その他</p>	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託放送事業者共に安定した情報提供が出来るようにすべきと考えます。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号：980-8420

住所：みやぎけん宮城県せんだいし仙台市あおばく青葉区ほんちよう本町2-10-28

氏名：かぶしきがいしゃ株式会社 えふえむエフエムせんだい仙台

代表取締役社長 けんもち剣持 ふみひと文仁

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム仙台では、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。またエフエム仙台としてはアナログ音声サイマル放送とは別途、地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」をすでに設立しております。3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。「3セグメント放送会社」は、新たな出資希望に対してはオープンであり、かつ新しいサービスを3セグメント内で提供するには、当該会社の株主であることは条件としておりません。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>(1) で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者に免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも非効率な状態が発生します。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V-LOW マルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独</p>



	立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とすべきです。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による不感地帯の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、地域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。 このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定

て	は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考えます。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。
11. その他	現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって、既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOWマルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。VLOWの帯域を活かすため、音声放送には必要十分な帯域を割当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てることで、端末市場を生み、音声も含めたV-LOWマルチメディア放送の推進につながると考えます。

## 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 殿

郵便番号：556-8510

住所：大阪府大阪府浪速区湊町<sup>おおしかふおおしかしなにわくみなとまち</sup> 1-3-1

氏名：株式会社<sup>かぶしきがいしゃ</sup> エフエム大阪<sup>えふえむおおしか</sup>

代表取締役社長<sup>たなべよしひと</sup> 田辺 善仁

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム大阪は、アナログ音声サイマル放送とは別に、地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する、大阪マルチメディア放送株式会社（3セグメント放送会社）を設立しております。この3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>ラジオ放送局の地域メディアとしての役割を考えれば、放送対象地域を既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、原則、都道府県単位とすることに賛成いたします。</p> <p>さらに、近畿地方などの大都市圏においては、交通網が発達していることや、経済圏が同一と考えることができ「一つの地域」と捉える事ができます。この大都市圏においては、マルチメディア放送に対する高いニーズが見込まれますので、周波数有効利用の観点から、ブロックを対象とし、県域よりも広い帯域を割り当てることに賛同いたします。</p> <p>また、関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、北部九州地域（福岡、佐賀）においても同様の広域圏が形成されているため、北部九州を加えた四大広域圏に対しブロックを対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13 セグメント）とした放送とするのが適当と考えます。</p> <p>また、地元の事情や要望があった場合には、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただきたいと考えております。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コスト面からも周波数の有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1 とすべきです。受託放送事業者を1 とすることにより、V-LOW マルチメディア放送の早期実現と電波有効利用につながると考えます。</p> <p>また、</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>三大広域圏など大都市部以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備するため、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」いわゆる「ラジオ研究会」の報告書には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域</p>

	<p>のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V・LOWマルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。</p> <p>このような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>民放ラジオ事業者は、長年にわたり報道、災害・防災情報、地域生活情報、娯楽情報等を伝え、地域情報メディアとして公益性の高い使命・機能を担ってきた実績があります。また今後さらに、そのノウハウを活かして公共的な責務を果たすためには、受信の安定したデジタル放送でのサービスが必要と考えております。</p> <p>したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先セグメント」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>V・LOW マルチメディア放送が普及発展するために、委託放送事業者の設備効率の向上と多彩なサービス実現が必要と考えます。そのためには委託放送事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。</p> <p>また、恣意的に新規委託放送事業者の参入を阻害しないように、公正・公平性を受託放送事業者に担保させるべきと考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>受託放送事業者が独占的に委託放送事業者に認証課金等のプラットフォーム機能を提供するのではなく、委託事業者がいくつかの選択肢の中から選択出来る事が望ましいと考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>民放ラジオ事業者は、これまでも災害情報を迅速に伝え、地域住民の安心安全を守る責務を果たしており、自主的な取り組みを行えるような制度となるよう希望します。「ラジオ研究会」報告書で記載された「安心安全公共コモンズ」のような機関が構築されるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</p>

<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>放送規律の範囲内で実施する事に賛成いたします。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>NHKはこれまでも放送の普及発展の先導的役割を果たしてきました。V-Lowマルチメディア放送においても、その発展のためにはNHKの参入が期待されます。</p> <p>受託放送事業者としてNHKが参入した場合には、民間事業者では困難な放送システムの研究開発が可能となり、また保守・整備についてもその技術力が活かせると考えます。</p> <p>委託放送事業者としてNHKが参入した場合には、その豊富なコンテンツを有効に生かし、V-Lowマルチメディア放送の普及発展に繋がるものと考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-LOWマルチメディア放送に求められる公共性を鑑みると、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。</p> <p>その点から、本受託事業者選定は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考えます。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。</p> <p>また、V-HIGHマルチメディア放送の受託放送事業者の選定に、周波数オークション制度を適用していないため、V-LOWマルチメディア放送にも周波数オークション制度を適用すべきではないと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託放送事業者に安定した情報提供が実施出来るようにするべきと考えます。</p> <p>また、V-LOWマルチメディア放送普及のために、放送事業者の努力はもとより、国や自治体等の支援が必要と考えます。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 734-8511

(ふりがな) ひろしましみなみくみなみまち

住 所 広島市南区皆実町1-8-2

(ふりがな) ひろしま ほうそうかぶしきがいしゃ

氏 名 広島エフエム放送株式会社

まつだ ひろし

代表取締役社長 松田 弘

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	VHF-Low 帯マルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることに賛成いたします。地域メディアとしての性格を考慮し、地域ごとに異なるサービスが実施できる環境が整うことに期待します。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	VHF-Low 帯マルチメディア放送で採用される放送方式(ISDB-Tsb)では複数のセグメントを連結してひとつの送信機で放送することが可能となっており、周波数有効利用の観点から放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	ラジオと地域メディアの今後に関する研究会の報告書にある、ハード設備の費用負担を人口比で傾斜配分することにより、その設備を使用する委託放送事業者の、経済圏の違いによる参入難易度の違いを平均化できるため全国1者とすることが適当と考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>アナログラジオ放送が果たしている公共性や受信者に対する親しみやすさはデジタルメディアにおいても継承されるべき役割であり、VHF-Low 帯マルチメディア放送においても音声サービスは基本となるサービスと認識しています。従ってラジオと地域メディアの今後に関する研究会の報告書にある音声優先セグメントは必須と考えます。さらにその音声サービスに連動したデータ放送サービスの実施についても可能となるような仕組みが必要と考えます。</p> <p>アナログラジオ放送を実施している事業者はもとより、音声サービスに期待する事業者が広く参入できる環境を整えることを期待します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	本メディアが普及発展するためには、既存ワンセグ端末やVHF-High 帯マルチメディア放送受信端末と可能な限り共通化を図り、出来るだけ安価な受信機が開発されることを期待します。その際には、多彩なサービスが提供されることが望ましく、そのためには複数のセグメントにまたがる放送サービスだけでなく、1セグメント、またはそれ以下の帯域を利用した放送についても配慮が必要と考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	委託放送事業者が共通して利用する機能について、受託放送事業者が一定の事業基盤を提供することが望ましいと考えます。たとえば、認証・課金に係るサービスはもとより、放送対象地域に応じた周波数情報や番組案内（EPG）、およびエンジニアリングサー



	<p>ビスなど、選局や受信機の機能向上に寄与するものが想定されま す。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>災害情報を提供するメディアとするためには安価な受信端末が 提供され、平常時に多くに受信者が楽しめる番組提供がなされる ことで、広く国民に普及することが必要と考えます。その上で、 被災時には緊急の放送体制をとり、地域住民に対し、きめ細かな 地域情報を提供することが重要な役割であると考えております。 また、ラジオと地域メディアの今後に関する研究会の報告書で述 べられた「安心安全公共コモンズ」のような共通基盤が利用できる のであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努め ます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信 に対する放送規律と配 信機会の公平について</p>	<p>国民共通の財産である電波で放送する際は、放送の規律が適用さ れるべきと考えます。</p>
<p>9. NHK の受託国内放送 及び委託放送業務への 参入について</p>	<p>受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送に おいても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待し ます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の 選定手続き(周波数オー クシヨンの適否)につい て</p>	<p>VHF-Low 帯マルチメディア放送に限らず、公共的役割を担う放送 の周波数割り当てにあたり事業者の選定手続きは落札金額の大 小によるべきではないと考えます。 本メディアにおいては、放送の公共性はもとより、災害報道への 期待、地域メディアとしての発展を考慮し、周波数オークション は適当ではないと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになるこ とからも、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係 数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が 実施出来るようにするべきと考えます。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 010-0973  
(ふりがな) あきたけんあきたしやばせほんちょう  
住 所 秋田県秋田市八橋本町三丁目 7-10  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ あきた  
氏 名 株式会社エフエム秋田  
たかだ じろう  
代表取締役社長 高田 二郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

当初はアナログ FM 放送のサイマル(同時放送)での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。

またアナログ音声サイマル放送とは別に、北日本マルチメディア放送株式会社(地域ブロック別委託放送事業企画会社としての全国6社のうちの1社)としての意見は別途提出いたします。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>(1)で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者に免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも非効率な状態が発生します。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V-LOW マルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とすべきです。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えます。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業</p>

	者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。 このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考えます。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。
11. その他	音声優先帯域の参入条件として検討されている自社制作番組比率などについては、画一的な数値条件によらず、地域毎の経済規模の差異をふまえラジオ事業者の体力の実情に見合った配慮を希望します。

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 102-8080

(ふりがな) とうきょうとちよだくこうじまち

住 所 東京都千代田区麴町1-7

(ふりがな) かぶしきがいしゃ とうきょう

氏 名 株式会社エフエム東京

ふきた みちおみ

代表取締役社長 富木田 道臣

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム東京では、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。またエフエム東京としてはアナログ音声サイマル放送とは別途、地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」をすでに設立しております。3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。「3セグメント放送会社」は、新たな出資希望に対してはオープンであり、かつ新しいサービスを3セグメント内で提供するには、当該会社の株主であることは条件としておりません。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。また、大都市圏においては、交通網や経済圏により一つの地域と捉えられ、また、マルチメディア放送に対する高いニーズが見込まれることから、周波数を有効利用する観点から、ブロックを対象とし、県域よりも広い帯域を割り当てることに賛同いたします。一方、想定されるブロック内には、既存アナログ放送において従来より県域を対象とした放送を行ってきた事業者も複数存在しております。このような事業者に対しては、別の観点から特例を以って、何らかの方法により従来と同じ放送エリアでサイマル音声放送ができるような措置をとっていただけることを期待します。</p> <p>また、関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、ほかの三大都市圏と同じように外国語放送が実施されている、北部九州地域（福岡、佐賀）においても同様の広域圏が形成されているため、北部九州を加えた四大広域圏に対しブロックを対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13 セグメント）とした放送とするのが適当と考えます。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>（1）で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者に免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増</p>

	<p>し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも非効率な状態が発生します。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V-LOW マルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とすべきです。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による不感地帯の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情</p>

	<p>報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。</p> <p>このような体制をとることで、V-LOWマルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。</p>
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	<p>配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。</p>
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	<p>V-LOWマルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考えます。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。</p>
11. その他	<p>現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって、既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOWマルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。VLOWの帯域を活かすため、音声放送には必要十分な帯域を割当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てることで、端末市場を生み、音声も含めたV-LOWマルチメディア放送の推進につながると考えます。</p>



意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 あて

住 所 ちばけん ちばしみはまくなかせ  
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6

氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社ベイエフエム

代表取締役社長 とみ づか くに おみ  
富塚 國興

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送および委託業務の放送対象地域について。	放送対象地域について、原則として県域（三大広域圏のみブロック）に賛成である。地域住民の活動範囲を、地域の状況に応じてカバーする必要があるため。さらに、地方で複数県域を希望し、合理的説明があれば、それを考慮されたい。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一つとすること	地域に割り当てられる帯域幅が少なく、かつ今後の放送事業は経営的にさらに厳しくなることが予想されることから、2重投資を避け効率的な運用をめざすため、1者が適当。
3. 受託国内放送の全国展開について。	受託国内放送への参加者が全国1者の場合、大都市圏の委託事業者が採算性の低い地方の費用まで負担することになる。そういった地方では、独自で需要、供給に見合った事業展開を考えるべきである。よって、ブロック/県域ごとに1者の参加を募り全国的には複数の受託放送事業者が並存することがあり得るようすべき。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について。	参加を希望するラジオ事業者が放送可能になるよう、音声専用セグメントの設定を希望する。放送内容については、当初は既存放送のサイマルを中心に構成されると思われるが、次第にデジタルメディアにふさわしい内容に変化してゆくと考える。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参加の多様性について	3セグメント放送は、多くの帯域を必要とするため多様な委託事業者の参加を困難にすることになり、好ましくないと考える。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について。	委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を受託放送事業者が引き受けて行う、という考え方に賛成する。

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について。	既存ラジオ事業者は災害情報収集とその放送についてノウハウを持っており、それを生かすべき。また、さらに詳細な災害情報についてはA S Pが公的に整備されるべきと考える。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について。	配信手段は他にもあり、あえて放送法の規律の運用について例外を設ける必要は無いと考える。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について。	放送の牽引役として双方への参入が必要不可欠と考える。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について。	事業者の選定は落札金額の大小によるべきではない。また、オークションにすることにより、更新時の継続性が保証されないため、放送事業者選定にオークションはなじまないと考える。

以上

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 850-8550

(ふりがな) ながさきけんながさきしさかえまち

住 所 長崎県長崎市栄町5番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ ながさき

氏 名 株式会社エフエム長崎

かわぞえ かずみ

代表取締役社長 川添 一巳

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム長崎では、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。またエフエム長崎としてはアナログ音声サイマル放送とは別途、地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」をすでに設立しております。3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。「3セグメント放送会社」は、新たな出資希望に対してはオープンであり、かつ新しいサービスを3セグメント内で提供するに、当該会社の株主であることは条件としておりません。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>これまでの地域メディアとしての役割を考えると、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成します。</p> <p>また、三大広域圏については、ブロックを対象とした、県域よりも広い帯域を割り当てることにも賛同します。</p> <p>想定されるエリア内で、従来より放送を行ってきた存アナログ放送事業者に対しては、特例を以って、優先的に従来と同じ放送エリアでサイマル音声放送ができるような措置をとっていただけることを期待します。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>(1) で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者に免許が付与され、それぞれが設備投資をすることは費用が増加し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。</p> <p>両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも効率が悪化します。</p> <p>よって、放送対象地域内の受託放送事業者は一にする事に賛成します。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>V・LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で一にすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。</p> <p>このインフラコストは配分案は、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で一が望ましいと考えます。</p>

<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>アナログラジオはこれまで公共性（災害情報・安心・安全情報等）や 地域情報等の情報発信を行ってきました。</p> <p>これらの情報は市民生活には必要不可欠で今後も維持すべきと考えます。</p> <p>また、都市部の住環境の変化により受信環境が低下し、アナログラジオの不感地帯が増加傾向にあります。</p> <p>受信環境の改善はアナログラジオにとって重要な問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。</p> <p>したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和も希望します。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>音声優先帯域のアナログラジオサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。</p> <p>このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>配信機会には、公平を期し、放送法の規律を遵守することを条件とします。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>受信機の普及やサービスの多様性確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに賛同します。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オー</p>	<p>V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性から、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすこと</p>

クシヨンの適否)について	を求められます。したがって、周波数オークシヨン導入はそぐわず、現行制度化での選定とすべきと考えます。
11. その他	現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって、既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOWマルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。VLOWの帯域を活かすため、音声放送には必要十分な帯域を割当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てること、端末市場を生み、音声も含めたV-LOWマルチメディア放送の推進につながると考えます。

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号：963-8013

住所：福島県郡山市神明町4-4

氏名：株式会社 エフエム福島

代表取締役社長 新井田 傳

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



エフエム福島では、既存のアナログ FM 放送の移行も視野に、当初はアナログ FM 放送のサイマル（同時放送）での委託事業参入を検討しております。その前提から下記意見を申し上げます。またエフエム福島としてはアナログ音声サイマル放送とは別途、地域ごとに参入を希望する新規参入事業者の出資を募り、共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」をすでに設立して参加しております。3セグメント放送会社は、従来の音声放送にとどまらず、データ放送を活用してストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい産業を創出することを目指しております。「3セグメント放送会社」は、新たな出資希望に対してはオープンであり、かつ新しいサービスを3セグメント内で提供するには、当該会社の株主であることは条件としておりません。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛成いたします。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できる可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域内の受託放送事業者は一にすべきと考えます。</p> <p>(1) で述べられているように、同一地域内で複数の受託事業者に免許を付与すると、帯域に対する受託事業者の設備費用が増し、受託事業者の事業採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも非効率な状態が発生します。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は一にすることが、V-LOW マルチメディア放送の実現と電波有効利用につながると考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切にコストに反映するものであり、V-LOW マルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するに不可欠なものと考えます。しかしながら、そのような地域をまたがったコスト配分は、地域ごとに受託放送事業者が独</p>

	立していると成立しないため、受託放送事業者は全国で1者とすべきです。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	アナログラジオがこれまで培ってきた公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による不感地帯の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、地域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。 このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定

て	は、オークション制度は期待する効果に条件面で適合しないと考えます。従って、本選定は現行制度下での選定とすべきと考えます。
11. その他	現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって、既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOWマルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。V-LOWの帯域を活かすため、音声放送には必要十分な帯域を割当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てること、端末市場を生み、音声も含めたV-LOWマルチメディア放送の推進につながると考えます。

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 430-8575

(ふりがな) しずおかけんはままつしなかくときわちょう 133-24  
住所 静岡県浜松市中区常盤町133-24

(ふりがな) しずおかえふえむほうそうかぶしきがいしゃ)  
氏名 静岡エフエム放送株式会社

代表取締役社長 <sup>すずき かずよし</sup> 鈴木 一喜

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>生活に密着したローカル性の高い情報を地域に発信するために放送対象地域を既存のアナログFM放送のエリアと同等に、原則、都道府県単位とすることに賛同します。</p> <p>また、災害時における放送の機能を発揮するためにも放送対象地域は都道府県を単位とすることが重要と考えます。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>同一地域内で2社以上の受託事業者に免許を付与すると、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならない、コスト面からも周波数の有効利用の観点からも適当ではないと考えます。したがって、放送対象地域内の受託放送事業者は一とすべきです。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>地域情報や非常災害時の情報提供など高い公共性を持たせることを前提とした場合、全都道府県で放送を展開させる必要があることから、公的な支援を背景に一元的に普及を計画し推進させる必要があります。したがって、受託放送事業者は全国1者が妥当と考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声放送はより地域に密着した情報を発信することによりリスナーから高い支持を得ていること。</li> <li>・音声放送事業者がアナログ放送で培ってきたノウハウが大きいこと。</li> <li>・音声放送は機動性・柔軟性が高く非常災害時において最も期待されるメディアであること。</li> </ul> <p>以上より、今後もアナログ音声放送の継続が必要と考えますが、近年は都市雑音やアナログ受信機の減少から受信環境が悪化の傾向が顕著です。</p> <p>この対応としてラジコなどIPを使った伝達手段も使われるようになってきましたが、災害時の同時・同報性については放送を超えることはできません。</p> <p>したがって、Vlow マルチメディア放送のラジオ研究会の提言のとおり既存アナログ音声放送事業者が音声優先レーンを使用できる制度は必要と考えます。</p> <p>また、弊社では従来の放送のサイマル以外にもリスナーの多様性に対応した音声の多チャンネル化を考えています。</p> <p>考えられる受信端末は携帯電話型・PC型・スマートフォン</p>

該当箇所	意見
	型・タブレット型をはじめ、小型の低価格な専用端末、車載用ラジオやカーナビなどを想定しています。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定する事なく、委託事業者が複数の選択肢の中から独自判断にて選択できる事が望ましいと考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	地域の暮らしに根ざしたメディアとして音声放送で培ってきた災害対応を基本とし、さらにラジオ研究会報告書に記載された「安心安全公共コモンズ」の様な共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	放送規律の範囲内で実施する事に賛成いたします。
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	V-LOW マルチメディア放送の公共性、災害報道への期待、地域メディアとしての発展を考慮した場合、周波数オークションは適当ではないと考えます。
11. その他	<p>①電波利用料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当サービスが災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担う新しいメディアになると位置づけられていること。</li> <li>・電波利用料が最終的に委託費用に影響すること。</li> <li>・多様なサービスを展開するために多くの委託事業者の参画を期待すること。</li> </ul> <p>以上より、電波利用料については他の地上放送と同様に特別係数の考え方を導入し、受託・委託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにするべきと考えます。</p> <p>②インフラの整備及び受信機の普及について</p> <p>防災情報の提供など公共性をさらに重視した新たなメディアの端末を短期間で広く普及させるためには、放送事業者の努力はもとより、インフラ整備や受信端末の普及に関する国や自治体等の公的支援が不可欠であると考えます。</p>

# 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 530-8580  
住所 おおさかふおおさかしきたくてんじんばし  
大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2-6  
えふえむはちまるに  
氏名 株式会社 FM802  
きや みちお  
代表取締役社長 木矢 道雄

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

該当箇所	意見
<b>1、放送対象地域</b> 放送対象地域を原則として 県域(三大広域圏のみブロッ ク)と定めること	全国メディアであるV-Highと異なり、V-Lowは地域 に密着したメディアであること、また周波数の有効利用 の点からも、放送対象地域については三大広域圏をブ ロックとすることに賛成いたします。
<b>2、放送対象地域の受託放送            事業者を一とすること</b> 放送対象地域内において一 の受託放送事業者に免許を 付与すること	複数の受託放送事業者を認めることは周波数の細分化 となり、事業の採算性も厳しくなるため、放送対象地域 内では一の受託放送事業者が望ましいと考えます。
<b>3、受託国内放送の全国展開            について</b> 受託放送事業者を全国で 1 者とするべきか、ブロック/県 域ごとに1者か	全都道府県での放送を実現させるためには、受託放送 事業者は全国で1者が適切と考えます。
<b>4、委託放送事業者による音            声や音楽の放送について</b>	ラジオが地域情報メディアとして果たしてきた役割をV- Lowで活かすためにも、サイマル放送を実施する「音声 優先セグメント」(ラジオ研究会報告書)の設置が必要と 考えます。
<b>5、ソフト(委託放送業務、番            組提供事業)参入の多様性            について</b> 委託放送事業者への帯域の 割当の単位	多くの事業者が参入しやすいように一つのセグメント、ま たは「音声優先セグメント」で一つのアナログサイマル放 送に必要な帯域(1/5セグメント程度)ごとの認定が望 ましいと考えます。
<b>6、委託放送業務展開のため            の共通事業基盤について</b> 受託放送事業者がプラット フォームを含む事業基盤とし ての機能を委託放送事業者に 提供すること	番組案内(EPG)サービスやバージョンアップ情報など の共通するサービスを効率的に運用するためのプラット フォーム機能は、必要と考えます
<b>7、委託放送事業者による災            害情報の提供について</b>	市町村レベルの詳細な情報を独自に収集するのは限界 があるので、ラジオ研究会報告書にある「公的情報連携 ASP」は有効な手段と考えます。
<b>8、新聞電子版等の配信に対            する放送規律と配信規律の            公平について</b>	特に意見はありません。



<p>9、NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>新しい基幹放送である「V-Lowマルチメディア放送」の立ち上げにおいては、過去の地上放送やBS放送と同様に、NHKの役割は極めて重要であり、受託国内放送及び委託放送業務への参入は不可欠であると考えます。</p>
<p>10、受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p>	<p>「V-Lowマルチメディア放送」に期待されている地域情報や災害情報の提供という公共的役割を考えると、周波数オークションは不適切であり、強く反対します。</p>
<p>11、その他</p>	<p>既存ラジオ局が「V-Lowマルチメディア放送」に参入可能となるように、マスメディア集中排除原則の緩和を要望します。</p> <p>また電波利用料については、公共的な役割を求められる基幹放送と位置づけられており、現行アナログラジオ同様の軽減措置が適用されるべきと考えます。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 400-8550  
(ふりがな) やまなしけんこうふしかわだまちありあ  
住 所 山梨県甲府市川田町アリア105  
(ふりがな) かぶしきがいしゃえふえむふじ  
氏 名 株式会社エフエム富士  
としまたもつ  
代表取締役社長 戸島 保

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として 県域(三大都市圏のみブロッ ク)とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域メディアとしての性格を考慮し、地域ごとに異なるサービスが実施できる環境が整うことに賛成いたします。但し、同放送の放送対象地域は三大広域圏以外の県域についても、主たる県域と隣接都府県が一つの交通、経済、文化圏として捉えられる場合もありますので、主たる県域に加え隣接都府県を放送区域として指定出来るよう、検討していただきたい。</li> <li>・総務省が検討している道州制の区域例も考慮してほしい</li> </ul>
<p>2. 放送対象地域の受託 放送事業者を一とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に賛成します。</li> </ul>
<p>3. 受託国内放送の全国 展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託放送事業者は全国1社とするのが適当だと考えます</li> </ul>
<p>4. 委託放送事業者による 音声や音楽の放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ研究会の提言にあるとおり、V-Lowマルチメディア放送に”音声優先セグメント”を設定すべきである。</li> <li>・民放ラジオは長年、地域情報メディアとしてリスナーとの双方向のコミュニケーションをしてきた。慣れ親しんでいるアナログラジオ放送の番組をサイマル放送することでV-Lowマルチメディア放送に誘導できると考えます。</li> </ul>
<p>9. NHKの受託国内放送 及び委託放送業務への参入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowマルチメディア放送の全国的な普及・成立には民放事業者とNHKとの協力体制が不可欠である。</li> </ul>
<p>10. 受託放送事業者の選定 手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送事業なので、国民の文化・生活・経済活動・安全を担保する必要がある。よって周波数オークション制度を適用することに反対する。</li> </ul>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 460-3833

(ふりがな) なごしなかくちよだ

住 所 名古屋市中区千代田2-15-18

なごやつうしん

名古屋通信ビル7F

(ふりがな) かぶしきがいしゃ あいち

氏 名 株式会社エフエム愛知

ほんだ りゅうたろう

代表取締役社長 本多 立太郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	V-Low マルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることに賛成いたします。中京圏においては、交通網が発達した車社会と共に通勤圏としても拡大しており人口の流出入の点からも1つのブロックとする放送対象地域と考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	複数の事業者の場合、送信設備面において不統一な点も発生することが予測されます。これは受託事業者全体の費用が増加する懸念もありコスト面からも適当ではありません。加えて受託事業者は長期的な安定経営が望まれます。これらから放送対象地域での受託事業者は一であるべきと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	速やかに全国エリアに放送サービスを展開するには、インフラ投資に耐えられる体力の受託放送事業者は全国1者とするこゝで、全国において均等な委託事業者の参入の促進が期待できると考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	ラジオ研究会の報告通り、V-Low マルチメディア放送に「音声優先セグメント」を設定すべきであります。現行アナログラジオ放送は、長きに亘り防災情報、生活情報など地域に密着した報道を維持してきました。これらの公共性は今後のV-Low マルチメディア放送においても受信の安定とともに維持されるべきと考えます。よって、県域/ブロックに割り当てた帯域の一部を「音声優先セグメント」として、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるように希望いたします。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	V-Low マルチメディア放送の発展を考えれば、委託事業者の設備効率と幅広いサービスが必要であり、そのためには委託事業者への帯域割り当て単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また、新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	製作や認証課金等に係るプラットフォーム機能を受託事業者が引き受けて行うのではなく、選択肢の中から委託事業者側が独自判断によって選択出来る事が望ましいと考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	現行アナログFM放送においても、常々災害情報を速やかに伝達し、地域住民への安全報道義務を遂行しています。このスタンスはV-Low マルチメディア放送においても変わることが無

	く、ラジオ研究会で提案された「安心安全公共コモンズ」のような機関が構築されれば、さらに積極的に連携、活用し、綿密な災害情報報道の強化に努めます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	放送規律の範囲内で実施する事に賛成いたします。
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKは歴史的にも放送の先駆者であり、国民の絶大な支持を得ております。技術的側面やコンテンツ開発の牽引はリーダー的役割りとなるものであり、受託、委託においても参画を期待するものであります。 参入に対しては速やかな国の対応も期待いたします。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	V-Lowマルチメディア放送に求められる公共性の観点から、受託事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割りを果たす事が主たる目的となります。その点から、本受託事業者選定は、オークション制度が期待する効果に条件面で適合しないと考えます。従って、本選定は現行制度下に準拠すべきと考えます。
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きなテーマとしては、受信機の普及があり、参入者の努力に加え国としての援助が不可欠であります。災害情報対策を背景とした受信機援助、広報支援などを期待するものであります。</li> <li>・ 現行アナログ放送の将来象が不明瞭であります。受信機メーカーの生産体制を予測すれば、発展可能なV-Lowマルチメディア放送受信機生産にシフトすると考えられます。よって、将来の音声放送帯域について、ある程度の道筋を国としては開示されるべきと考えます。</li> </ul>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 106-6188

とうきょうとみなとくろっぼんぎ

住所 東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー33階

かぶしきがいしゃ じえいうえーぶ

氏名 株式会社J-WAVE

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長

おがさわら とおる

小笠原 徹

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域について	<p>・ラジオの地域メディアとしての性格を考慮し、県域（三大広域圏はブロック）として地域ごとに異なるサービスが実施できることに賛成します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>・ISDB-Tsb方式では、複数のセグメントを連結して一つの送信機で放送することが可能であり、周波数有効利用や効率化の観点からも、放送対象地域内で、一つの受託放送事業者が長期的かつ安定的な運営ができること望ましいと考えます。</p> <p>ただし、受託放送事業者側の思惑だけで委託放送事業者を選別することのないよう、公正かつ公平な運用をしてもらうような措置も併せて必要と考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>・受信機メーカーが、全国で統一された受信端末を製造することができ、(安価で)販売できる環境を整えること。さらには、受信端末利用者が何処へ移動しても利用可能とすることがV-Low全体の普及発展につながるものと考えています。</p> <p>よって受託放送事業者を全国で一とし、速やかにインフラを整備し、安定した事業基盤を整えることが、必要と考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>・国民にとって従来のラジオ放送が果たしている役割は大きいものと認識しています。これらは、デジタルメディアのV-Lowにも引き継がれるべきものと確信します。そのためには、従来のラジオ放送では提供できなかった新サービスを積極的に導入することはもちろんこと、V-Highサービスにはない音声優先セグメントを設定し、アナログサイマル放送サービスを実施することは、V-Highとの差別化だけではなく、必ずやV-Low特有のベーシック・サービスになるものと確信しています。</p>



<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のTVワンセグ端末やV-High端末、等との共通化、かつ受信機の低廉化が必要です。</li> <li>・サービスの内容により自由なセグメント利用が可能となるような配慮を望みます。</li> </ul> <p>[(ex.) 複数セグメント利用、1セグメント以下利用サービス、等]</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの実績をもとに、公共ASP等との連携を図りつつ、新しいメディアでも受信者に正確かつ安心・安全な情報を迅速に伝えていく努力と責任を果たしていく必要があると考えます。</li> </ul>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいメディア普及・拡大には、NHKの公共放送としての先導的役割が必要不可欠であると考えます。併せて、V-Lowの各種技術規格の検討については、NHKの技術的ノウハウは必要と考えます。</li> <li>・V-Lowの普及・拡大のためには、TVの地デジ化同様、NHKと民放の協力体制が必要不可欠と考えます。</li> </ul>
<p>10. 受託事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Low放送サービスの公共性を考慮した場合、オークションによる事業者選定はすべきではないと考えます。</li> </ul>
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存民放ラジオ事業者のV-Low参入にあたっては、サイマル放送を実施するための音声優先セグメントの設定が不可欠と考えます。</li> <li>・V-Low放送サービスが基幹放送と位置づけられていることから鑑みて、電波利用料の考え方については、現行アナログ放送と同様な軽減措置を適用されるよう希望するとともに、サービス開始当初の電波利用料軽減措置も併せて講じられるよう希望します。</li> <li>・インフラ整備には、国や地方自治体の支援が必要不可欠であると考えます。</li> </ul>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 860-0001  
(ふりがな) くまもとけんくまもとしちばじょうまち  
住 所 熊本県熊本市千葉城町5番50  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ くまもと  
氏 名 株式会社エフエム熊本  
のがた まさじ  
代表取締役社長 野方 正治

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を果たすため、放送対象地域を原則都道府県単位、大都市圏をブロックとすることに賛成します。</p> <p>また、地元の事情や要望があった場合に限っては、地域の実情に応じ、複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合、送信設備の一部は共用不可能なため事業者全体の総費用が増し、事業採算性に深刻な影響を与えます。また、使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも効率的ではありません。よって、放送対象地域内で、一の受託放送事業者に免許を付与することに賛成します。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>地域をまたがったコスト配分は、大都市圏以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備するため必要ですが、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で一とすべきと考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>民放ラジオ事業者はこれまで、報道、災害・防災情報、地域生活情報、娯楽情報等を伝え、地域情報メディアとして公益性の高い使命・機能を担ってきた実績があります。また、リスナーとの双方向性に優れたアナログラジオ放送が長年にわたり培ってきたリスナーとの信頼関係や、ラジオを核としたコミュニティは、V-LOW マルチメディア放送の立ち上げや普及に大きく寄与できると考えます。したがって、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にあるように、“音声優先セグメント”を設定し、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現を勘案し、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成します。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。</p>

<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>音声優先セグメントでのアナログラジオのサイマル放送は、災害情報を迅速に伝えるなどこれまで培ってきたラジオの公共性を継続するため、安心安全災害情報を提供するのが不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」の提言にあるように、国・自治体レベルの強力な支援による「安心安全コモンズ」のような共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>受信機の普及やサービスの多様性確保の観点から、過去の地上放送やBS放送と同様に、公共放送として先導的役割を果たすことを期待します。また制度整備にあたって、参入への制約を課さないよう希望します。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>受託放送事業者は、V-LOW マルチメディア放送の公共的な役割を果たすことが主たる目的であるため、落札金額の大小により決せられるオークション制度は適切でないと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>改正放送法において、V-LOW マルチメディア放送は、公共的な役割を強く求められる「基幹放送」と位置づけられています。災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については現行の軽減措置が必要と考えます。また、新たな放送サービスの普及・発展という観点からも、導入当初は電波利用料を軽減するような措置を求めます。</p> <p>また、“音声優先セグメント”の設定にあたって、地域に根ざすラジオメディアの実績等に鑑み、番組内容にかかわる事項は自主・自律的努力に委ね、自社制作番組比率などについても、民放ラジオ事業者の意見を十分に汲み上げて慎重に検討していただくことを希望します。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 020-8512

(ふりがな) いわてけんもりおかしうちまる

住 所 岩手県盛岡市内丸2-10-7

氏 名 株式会社エフエム岩手

むらた のりまさ

代表取締役社長 村田 憲正

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

エフエム岩手では、既存のアナログFM放送の移行も視野に、当初はアナログFM放送のサイマルでの委託事業参入を検討しております。その前提で下記意見を申し上げます。また、アナログ音声サイマルとは別に、株式会社エフエム仙台を発起人に共同で帯域を使用する「3セグメント放送会社」を設立しており、従来の音声にとどまらず、データ放送を活用したストリーミング型と蓄積型のサービスを連携した新しい放送を創出することを目指しております。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を鑑みれば、既存アナログFM放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則都道府県単位とすることに賛同します。</p> <p>さらに、地域の事情や要望があった場合に、複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域とし、放送を実施できる可能性をもった制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合は、受託事業者全体の総費用が増すだけで、帯域に対する受託事業者の採算性に深刻な影響を与えます。また、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コスト面からも周波数有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきと考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域人口の比で案分する案が提示されています。このような形態は、各地域のメディア産業規模を適切に反映するものであり、V-L O Wマルチメディア放送が地域メディアとして全国で実現するために不可欠なものと考えます。地域ごとに受託事業者が独立していると、このコスト配分が成立しないので、受託放送事業者は全国で1事業者とするべきです。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>アナログラジオが培ってきた公共性は今後も維持されるべきで、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存のラジオ事業者が優先して参入できることを希望します。</p>

5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単価をある程度まとまったセグメントとすることに賛成します。また、新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公共性を委託事業者に担保させるべきと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤を、委託放送事業者に提供することに賛成します。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤を利用できるようにすべきだと考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信機会の公平を期すように取り扱うべきで、放送規律の範囲内で実施することに賛同します。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、公共放送が参画して指導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	受託放送事業者は過度の利潤を求めず、公共的な役割を果たすことが目的であるべきと考えます。その観点から、受託事業者選定でのオークション制度は、期待する条件面で適当でないと考えます。
11. その他	災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにするべきと考えます。

## 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号：520-0818

住所：滋賀県<sup>しがけん</sup>大津市<sup>おおつし</sup>西<sup>にし</sup>の庄<sup>のしょう</sup>19-10

氏名：株式会社<sup>かぶしきがいしゃ</sup> エフエム滋賀<sup>えふえむしが</sup>

代表取締役社長<sup>さくらい</sup> 櫻井<sup>けんいち</sup> 顕一

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



(別紙様式)

別紙

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	当局の位置する近畿広域圏は太平洋岸から日本海岸を内包し、地理条件や気候はおろか、各県ごとに生活文化や経済基盤も全く異なります。「交通網が発達し、通勤圏も拡大しているので・・・ブロックを対象とした放送とするのが適当」は地域事情や地域情報の有益性を軽視したものと考えざるを得ません。特に滋賀県は中心に琵琶湖が存在しそれにより文化圏が4つに分断されている有様であり県域でさえ各地域のアイデンティティーの確保に配慮を必要とする地域であります。したがって滋賀県においては近畿圏ブロックではなく滋賀県域を対象とした放送波の確保を強く望みます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	民放ラジオ事業者は地域の利益に資するべく放送事業を遂行し、高い公共性を維持してまいりました。しかしながら近年における受信環境の悪化や受信端末数の減少などその聴取環境は悪化の一途を辿っています。それ故、放送事業者が負う責務を全うするためにも安定受信が見込まれるデジタル放送でのサービスが必要不可欠と考えます。したがって、県域/ブロック（滋賀県においては県域を希望）に割り当てられた帯域の一部を「音声専用セグメント」とし、既存のアナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを強く希望します。また、それを可能とするマスコミの集中排除原則の緩和を求めます。

意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 へ

郵便番号 810-8575

住所

ふくおかしちゆうおうきよかわ ー ー わたなべどおりみなみびる  
福岡市中央区清川1-9-19 渡辺通南ビル

氏名(注1)

かぶしがいしゃ え ふ え む ふくおか  
株式会社エフエム福岡

代表取締役社長 さ さ き かつみ  
佐々木 克

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を、原則として県域と定めることに賛成いたします。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて、複数の県にまたがったエリアを、ひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような制度としていただきたいと思います。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することに、賛成いたします。</p> <p>複数に免許を与えることは、受託事業者の採算性や、電波の有効利用の観点から、不相当と考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>受託放送事業者は全国1者とすべきと考えます。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」には、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で案分する案が提示されています。</p> <p>V-LOW マルチメディア放送が全国展開を行うためのインフラを速やかに整備するためにも、地域ごとの受託放送事業者が事業採算性を高めるためにも、受託放送事業者は全国で1者とすべきだと考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>民放ラジオ事業者は、数十年にわたり、報道、災害・防災情報、地域生活情報、娯楽情報等を伝え、地域情報メディアとして公益性の高い使命・機能を担ってきました。</p> <p>ラジオの公共性は今後も維持されるべきと考えますが、一方、電波環境の悪化による難聴の増加はアナログラジオにとって喫緊の問題であり、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれています。したがって、県域/ブロックに割り当てられた帯域の一部を「音声優先帯域」とし、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	<p>マルチメディア放送の発展や普及を図るため、委託事業者へ帯域を割り当てる際には、ある程度まとまった単位のセグメントを与えることに賛成いたします。</p> <p>また、多様な新規事業者の参入を阻害しないため、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性が損なわれないことが必要だと考えます。</p>

6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者が事業基盤を含む機能を、委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。 このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務の参入について	過去の地上放送やBS放送と同様、受信機の普及やサービスの多様性の確保の観点から、当該放送においても、NHKが参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	周波数オークション制度を適用することに反対します。 V-Lowマルチメディア放送はもとより、公共的役割を担う放送の周波数割り当ては、落札金額の大小によるべきではないと考えます。 V-Highマルチメディア放送の受託放送事業者の選定においても、周波数オークション制度を適用しなかった経緯からも、V-Lowマルチメディア放送への同制度の適用は不適切であると考えます。

11. その他	<p>上述 1 番の「放送対象地域について」言及したように、V-Lowマルチメディア放送において、複数の県にまたがった放送を実現するためにも、放送法等改正に伴う今後の制度整備に向けて、「マルチメディア集中排除原則の緩和」を要望いたします。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送において、防災情報の提供など公共性をさらに重視した展開を、短期間で広く普及させるためには、インフラ整備や受信端末の普及に関する国や自治体等の支援が不可欠であると考えます。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、公共的な役割を強く求められる「基幹放送」と理解しており、電波利用料の負担については、現行アナログラジオ放送と同様の軽減措置を適用して頂きたいと望みます。</p>
---------	--

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 892-8579

(ふりがな) かごしまけんかごしましひがしせんくごくちょう

住 所 鹿児島県鹿児島市東千石町

1番38

(ふりがな) かぶしきがいしゃ かごしま

氏 名 株式会社エフエム鹿児島

かどのその しげき

代表取締役社長 門之園 繁樹

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地域メディアとしての役割を果たすため、放送対象地域を原則都道府県単位、大都市圏をブロックとすることに賛成します。</p> <p>また、地元の事情や要望があった場合に限っては、地域の実情に応じ、複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合、送信設備の一部は共用不可能なため事業者全体の総費用が増し、事業採算性に深刻な影響を与えます。また、使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、電波有効利用の観点からも効率的ではありません。よって、放送対象地域内で、一の受託放送事業者に免許を付与することに賛成します。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>地域をまたがったコスト配分は、大都市圏以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備するため必要ですが、地域ごとに受託放送事業者が独立していると成立しないため、V-LOW マルチメディア放送の受託放送事業者は全国で一とすべきと考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>民放ラジオ事業者はこれまで、報道、災害・防災情報、地域生活情報、娯楽情報等を伝え、地域情報メディアとして公益性の高い使命・機能を担ってきた実績があります。また、リスナーとの双方向性に優れたアナログラジオ放送が長年にわたり培ってきたリスナーとの信頼関係や、ラジオを核としたコミュニティは、V-LOW マルチメディア放送の立ち上げや普及に大きく寄与できると考えます。したがって、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にあるように、“音声優先セグメント”を設定し、既存アナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。また、それを可能とするマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現を勘案し、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成します。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。</p>

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先セグメントでのアナログラジオのサイマル放送は、災害情報を迅速に伝えるなどこれまで培ってきたラジオの公共性を継続するため、安心安全災害情報を提供するのが不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」の提言にあるように、国・自治体レベルの強力な支援による「安心安全コモンズ」のような共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	※この項目については、意見を述べない。項目削除とする。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	受信機の普及やサービスの多様性確保の観点から、過去の地上放送やBS放送と同様に、公共放送として先導的役割を果たすことを期待します。また制度整備にあたって、参入への制約を課さないよう希望します。
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	受託放送事業者は、V-LOW マルチメディア放送の公共的な役割を果たすことが主たる目的であるため、落札金額の大小により決せられるオークション制度は適切でないと考えます。
11. その他	<p>改正放送法において、V-LOW マルチメディア放送は、公共的な役割を強く求められる「基幹放送」と位置づけられています。災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については現行の軽減措置が必要と考えます。また、新たな放送サービスの普及・発展という観点からも、導入当初は電波利用料を軽減するような措置を求めます。</p> <p>また、“音声優先セグメント”の設定にあたって、地域に根ざすラジオメディアの実績等に鑑み、番組内容にかかわる事項は自主・自律的努力に委ね、自社制作番組比率などについても、民放ラジオ事業者の意見を十分に汲み上げて慎重に検討していただくことを希望します。</p>



## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 770-8567

(ふりがな) とくしまけん とくしましさいわいちょう

住 所 徳島県徳島市幸町1-6

(ふりがな) かぶしきがいしゃ とくしま

氏 名 株式会社エフエム徳島

かわむらひろみち

代表取締役社長 川村 廣道

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>既存のアナログ FM 放送のエリアと同等に、放送対象地域を原則として県域とすることに賛成いたします。(三大都市圏のみブロック)</p> <p>地域メディアという観点から考えると、県域を対象としたサービスを実施できる環境が整うことを期待します。</p> <p>さらに、地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアを一つの放送対象地域として放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>周波数有効利用や受託事業者の採算性を考えると、放送対象地域内の受託放送事業者は一つとすべきと考えます。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書は、受託事業者が委託事業者に負担させるインフラ投資コストを地域の人口比で傾斜配分する案が提示されています。こうすることにより委託放送事業者の経済圏の違いによる参入難易度を平均化できるため、全国一社とすべきと考えます。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>アナログラジオ放送の果たしてきている公共性は今後も維持されるべきと考えます。</p> <p>V・LOW 帯においても音声サービスは基本となるサービスと考えています。また電波環境の不感地帯に対しても、受信の安定したデジタル放送でのサービスが望まれます。したがってラジオと地域メディアの今後に関する研究会の報告書にある「音声優先セグメント」は必須であると考え、既存のアナログラジオ事業者が優先して参入できるようにすることを希望します。</p> <p>また、それを可能とするためにマスコミ集中排除原則の緩和を希望します。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>委託事業者の設備効率および幅広いアプリケーション実現のため、委託事業者への帯域の割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとすることに賛成いたします。また多様な地域資本や新規事業者の参入を阻害しないために、委託事業者以外の事業者が番組供給者として事業に参加できることとし、その参加の公平性を委託事業者に担保させるべきと考えます。</p>

6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤機能を委託放送事業者に提供することに賛成いたします。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	音声優先帯域におけるアナログラジオのサイマル放送においては、ラジオの公共性を継続するため、これまで同様の安心安全災害情報の提供を実施が不可欠と考えます。その際、より確実な情報伝達のため、6の共通事業基盤において、安心安全公共コモンズ等の共通基盤が利用できるようにすべきと考えます。 このような体制をとることで、V-LOW マルチメディア放送が安心安全のための放送メディアとして機能するようになると考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKのもつ多様なコンテンツの提供、災害報道への対応は本メディアには不可欠であり、受信機の普及の確保の観点においても公共放送が参画して先導的役割を果たすことに期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	公共的な役割を果たすという観点から考えると、事業者の選定手続きは落札代金の大小であるべきではなく、周波数オークション制度には反対します。 したがって本選定は現行制度下での選定とすることに賛同します。
11. その他	現在、アナログラジオのみを受信する専用受信機のマーケットは縮小の一途を辿っています。したがって既存のアナログ放送と同様のサービスだけでV-LOW マルチメディア放送が市場を獲得することは困難と考えます。V-LOW の帯域をいかにするため、音声放送には必要十分な帯域を割り当て、多彩な新しいサービスにより多くの帯域を割り当てることで、端末市場を生み、音声も含めたV-LOW マルチメディア放送の推進につながると考えます。